

各国の番号制度の違い

- 各国の番号制度は、行政制度や社会背景を反映しており、番号の利用範囲が異なる。

国	番号名称	行政利用分野	民間利用	身分証明書
ドイツ	納税者番号	税	禁止	ICカード
日本	マイナンバー	社会保障、税、防災	禁止	ICカード
アメリカ	社会保障番号	社会保障、医療、他	制限なし	紙カード
スウェーデン	個人番号	社会保障、医療、他	制限なし	なし

↑ 利用の制限
↓ 柔軟な利用

米国の社会保障番号となりすまし被害

- 米国では、社会保障番号を他の行政分野や民間サービスにて汎用的に利用している。

**行政
利用**

- 社会保障、税
- 行政サービス全般の本人確認

**民間
利用**

- 銀行、クレジットカード、携帯電話、ガス、電気等の顧客管理
- 大学の学生番号等会員番号

- 連邦取引委員会によると、なりすまし被害は2006年～2008年の3年間で1,170万人、損害額が毎年約5兆円と報告されている。

**行政
分野**

- 年金及び医療給付金等の不正受給 (2006.9.27 ネバダ州)
- 失業給付金の二重受給 (2007.10.17 ルイジアナ州)

**民間
分野**

- 他人の社会保障番号による銀行口座の開設 (2008.5.15 カリフォルニア州)

- なりすまし被害への対応として、①社会保障番号利用の規制や不正利用への罰則を制定したほか、②個別の分野ごとに別個の番号を発行する等の措置を講じている。

**規制
罰則**

- 社会保障法による社会保障番号利用の規制、不正利用についての罰則

**他の
番号**

- 連邦課税庁は、なりすまし不正申告の被害を受けた個人納税者に「身元保護個人納税者番号」の発行を開始

日本のマイナンバー法と個人情報保護対策

- 日本のマイナンバー法では、民間での番号利用は一部を除き禁止されている。

**行政
利用**

- 社会保障、税、防災 (番号法に規定された事務のみ)

**民間
利用**

- 禁止 (罰則あり) (健保組合等は番号法規定事務のみ可)

- 日本のマイナンバー法成立前に米国のなりすまし被害について議論された。

「社会保障・税番号大綱」(2011年6月30日公表)

- 番号は容易に活用が広まりやすい特性があり、番号のみで本人確認していたアメリカ等でもなりすましが社会問題化
- 番号のみで本人確認の手段としないこととする (イ) など、番号の性格や諸外国の状況を踏まえて十分な対策が必要

「第183回国会」(甘利国務大臣の答弁要旨)

- 米国では、本人確認が番号のみによって行われたり、番号に利用制限が設けられていなかったと認識
- 日本のマイナンバー制度では、利用範囲を法律上で限定的に規定 (ア)、マイナンバーの利用に当たっては、個人番号カード等で本人確認を行うなど、必要な措置を講じる (イ)

- 日本のマイナンバー法では懸念点であった (ア) 利用範囲と (イ) 本人確認方法について限定的に規定された。(下表に規定の一部を掲載)

対策	番号法による規定	規定項目	概要
利用範囲の制限 (ア)	第9条	● 利用範囲を限定	社会保障、税、防災の3分野
	第15条	● 提供の求めの制限	番号を参照できる事務は97個
	第20条	● 個人情報収集の制限	特定個人情報を収集できる事務は119個
	第19条	● 個人情報提供の制限	特定個人情報を提供できる事務は119個
本人確認方法の規定 (イ)	第16条	● 本人確認の措置	番号を提供する際の本人確認 (個人番号カード等)
その他個人情報保護の措置	第27条	● 特定個人情報保護評価	特定個人情報を保有する前に評価を実施
	第50～52条	● 第三者による監視・監督	特定個人情報保護委員会の設置と業務
	附則第6条第5項	● 国民自身による監視	マイナンバーによる情報提供記録の開示
	第9章	● 罰則規定	不正な利用や不正な取得に対する罰則

- 米国の社会保障番号は、日本のマイナンバーとは異なり、番号が民間も含めて汎用的に利用されている。
- 日本のマイナンバー制度では、米国におけるなりすまし被害の原因である番号の利用範囲、本人確認の方法について厳格に規定している。
- 制度導入後も継続的に個人情報保護について検証し、番号の不正利用が発生しないよう万全の措置を講じることが重要である。